

日本保健医療大学 公的研究費運営・管理・取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）に基づき、日本保健医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費の運営・管理に関する必要な事項を定め、公的研究費の公正かつ適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「公的研究費」とは、文部科学省等の公的研究費配分機関が研究機関に配分する競争的研究費等をいう。

2 この規程で「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、公的研究費の他の用途への使用又は本学の規程、法令並びに競争的研究費等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反した使用をいう。

(学内の責任体系)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営・管理するために「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「コンプライアンス推進責任者」を次のとおり置く。

一 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長が担う。

二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括管理する責任と権限を持つものとし、学校法人共済学院の理事が担う。

三 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、全学的な責任と権限を持つものとし、学部長が担う。

2 コンプライアンス推進責任者は、各学科における公的研究費の運営・管理について責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進副責任者」を任命することができる。

3 事務局総務課長の下に、設備備品等の物品（以下「備品等」という。）購入担当、経理担当の事務職員を配置し、公的研究費の使用等に関する業務体系、責任体系を明確にするものとする。

(役割)

第3条の2 最高管理責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。

一 最高管理責任者は、不正根絶への強い決意を表明するとともに、不正防止対策の

基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

二 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等（以下「役員会等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

三 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

2 統括管理責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。

一 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

二 コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる役割を担うものとする。

一 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

二 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

三 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

四 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（ルール of 明確化）

第4条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務手続きに関する必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

（関係者の意識の向上）

第5条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員の公的研究費に対する意識向上を図るため、公的研究費の適正執行に関する説明会の開催等必要な方策を講じるものとする。

（誓約書の提出）

第6条 公的研究費への応募または執行を行うものは、次の各号に掲げる事項を含む誓約書に署名の上、事務局へ提出するものとする。なお、提出がないものについては、本学が管理を義務付けられている公的研究費への応募資格はないものとする。

一 本学及び配分機関の規則等を遵守すること

- 二 不正を行わないこと
 - 三 規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- 2 公的研究費を財源とした取引のある業者については、次の各号に掲げる事項を含む誓約書に署名・提出の上、取引を行うこととする。
- 一 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - 二 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
 - 三 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - 四 本学の教職員から不正な行為の依頼等があった場合には第8条に規定する通報窓口まで通報すること

(事務処理手続き及び使用ルール等の相談窓口)

第7条 公的研究費の事務処理手続き及び使用ルール等に関する学内外からの相談を受ける窓口を設置するものとする。

- 2 当該相談窓口は、事務局総務課とする。

(不正使用に関する通報)

第8条 公的研究費の不正使用等に関し、本学内外からの告発等を受付ける通報窓口を設置するものとする。

- 2 通報窓口は事務局総務課に置き、不正に係る通報があった場合、事務局総務課長は、最高管理責任者、統括管理責任者に速やかに報告するものとする。
- 3 通報窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができる。この場合において、当該通報者に対しての第9条第5項に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。
- 4 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての第9条第5項に規定する通知及び報告は行わないものとする。
- 5 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- 6 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害

されることのないよう十分配慮しなければならない。

(予備調査)

第9条 最高管理責任者は、前条第2項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めたときは、総務課に予備調査を行わせることができるものとする。

2 総務課は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を関係機関に報告するものとする。

4 報道機関、会計検査院その他の外部機関から指摘を受けた場合の取扱いについては、前条各項の規定によるものとする。

5 最高管理責任者は、第3項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

(不正に対する調査)

第10条 公的研究費の管理に関し、不正行為若しくはその疑いがある場合、又は前条第3項において調査の実施を決定したときは、最高管理責任者は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）をしなければならない。

2 前項に規定する調査委員会は、公正かつ透明性の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含むものとする。

3 調査委員は、通報者、対象研究者等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、前項に規定する第三者の調査委員は、機関とも直接の利害関係を有さない者でなければならない。

4 調査委員会は、不正使用の有無等の認定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

5 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から原則として14日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、意見の提出期間を延長できるものとする。

6 前項の場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は、意見の提出期間を経過する前であっても第13条に規定する認定を行うことができる。

7 調査委員会の委員は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

8 調査委員会は、対象研究者等に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

9 調査委員会は、関連する教職員に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

(調査への協力等)

第 11 条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。

2 退職後においても前項と同様に取り扱うものとする。

(調査中における一時的執行停止)

第 12 条 最高管理責任者は、前条第 1 項に規定する調査中において、必要に応じて、対象研究者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じるものとする。

(調査結果の報告)

第 13 条 調査委員会は調査の結果に基づき、不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行い、調査結果を速やかに最高管理責任者に報告をしなければならない。

2 委員会は、調査の過程に不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、最高管理責任者に中間報告をしなければならない。

3 委員会は期限までに調査が終了しない場合は、調査の中間報告を最高管理責任者に提出しなければならない。

4 最高管理責任者は、前 3 項の報告に基づき、対象研究者等に対し、調査結果を通知するものとする。

(異議申立て)

第 14 条 対象研究者等は、前条第 4 項の調査結果の通知日から 14 日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。

3 前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結

果について異議申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。

- 5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。
- 6 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第15条 調査委員会の委員長は、第13条第4項による通知後、対象研究者等から異議申立てがなく、その内容が確定したとき又は第14条第1項による異議申立てに対し、同条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(公的研究費の配分機関への協議)

第16条 最高責任者は、第10条第1項に規定する調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議しなければならない。

(公的研究費の配分機関への報告等)

- 第17条 最高責任者は、不正告発を受けた案件が公的研究費に係るものである場合、告発等の受付から30日以内に、調査の要否を判断し配分機関に報告しなければならない。
- 2 最高責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に報告しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
 - 3 最高責任者は、調査の過程であっても、第13条第2項又は第3項に該当する場合は、委員会からの報告に基づき、その旨を配分機関に中間報告しなければならない。
 - 4 最高責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
 - 5 最高管理責任者は、前項までの報告又は調査等の結果、当該関係機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。
 - 6 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
 - 7 最高管理責任者は、第15条による報告に基づき、不正使用が認められなかったと

きは、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第 18 条 最高管理責任者は、前条に規定する措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(懲戒)

第 19 条 公的研究費の管理に関し、不正行為が確認された者は、学校法人共済学院就業規則により懲戒を行う。

(不正防止計画の策定及び実施)

第 20 条 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正行為の発生する要因を把握し、大学全体の観点から不正防止計画を策定、実施するため、その計画を担当する部署(以下「不正防止計画推進部署」という。)を置く。

2 不正防止計画推進部署は、事務局総務課とする。

3 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む)を策定、実施する。

4 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(公的研究費の適正な運営・管理)

第 21 条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、学内諸規程により、公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(公的研究費の適正な執行管理)

第 22 条 公的研究費の適正な運営・管理を図るため、公的研究費の執行に関する業務は、事務局総務課研究費担当及び経理担当で行い、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

一 公的研究費に関する収支簿を定期的に研究者に通知するなど、研究費の計画的執

行のために研究者が支出の状況を把握できる体制を整えること

二 備品等購入費、出張旅費及びアルバイト雇用者への謝金等の使用は、所定のルールに従い、適正に執行させること

三 購入備品等の納品検収、アルバイト雇用者の勤務実態の把握等の研究管理体制を整えること

(納品検収)

第 23 条 購入備品等の納品検収を確実に実施するため、事務局総務課経理担当は、発注データ（発注書や契約書等）、納品伝票（納品書）及び現物を照合のうえ、納品伝票（納品書）等に所定の検収印を押印するものとする。

2 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関しては、当該分野の専門の知識を有する検査員による検収を行うものとする。

(不正取引に関与した業者への対応)

第 24 条 公的研究費に関して、不正な取引に関与した業者に対しては、本学との取引を停止するなどの処分を講じるものとする。

2 処分の内容は、最高管理責任者が決定する。

(内部監査)

第 25 条 公的研究費の管理及び事務の取扱いについて、監査室は内部監査を実施する。

2 監査室は、備品等の発注・納品検収・支払の現場における現状を確認するとともに、備品等の現物確認、謝金等の使用目的の確認、研究遂行の状況の確認及び帳票類が適切に整備されているか等の確認を行うとともに、研究管理体制、事務処理体制に不備がないかどうかの検証を含め、多角的な視点から監査を実施するものとする。

(改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、管理運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月20日に改正し、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月8日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月13日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月10日に改正し、同日から施行する。